

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条
第四号、第十条第三項、第十四条第三項及び第二十六条第三項の環境省令で定める種
又は地域を定める省令の概要
(環境省令第 28 号)

1. 改正の趣旨

平成 29 年通常国会で成立した遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 18 号。以下「改正法」という。）による改正後の遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「新法」という。）第 3 条第 4 号等に規定する環境省令で定める種又は地域を定める。

2. 改正の内容

(1) 新法第 3 条第 4 号、第 10 条第 3 項、第 14 条第 3 項及び第 26 条第 3 項に規定する「環境省令で定める種」を、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 4 条第 3 項に規定する国内希少野生動植物種とする。

(2) 新法第 3 条第 4 号、第 10 条第 3 項、第 14 条第 3 項及び第 26 条第 3 項に規定する「環境省令で定める地域」を以下のとおりとする。

- ①自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 2 号の国立公園のうち、同法第 20 条第 3 項第 12 号又は第 14 号の規定による環境大臣の指定を受けた区域
- ②自然公園法第 21 条第 1 項に規定する国立公園の特別保護地区
- ③自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項に規定する原生自然環境保全地域
- ④自然環境保全法第 22 条第 1 項に規定する自然環境保全地域の区域のうち、同法第 25 条第 4 項第 4 号又は第 5 号の規定による環境大臣の指定を受けた区域
- ⑤絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 36 条第 1 項に規定する生息地等保護区の区域うち、同法第 37 条第 4 項各号列記以外の部分の規定による環境大臣の指定を受けた区域（同項第 11 号に掲げる行為に係るものに限る。）
- ⑥鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定による環境大臣の指定を受けた鳥獣保護区の区域のうち、同法第 29 条第 7 項第 4 号の規定による環境大臣の指定を受けた区域

3. 施行

改正法の施行の日